11 月 27 日、全大教加盟 3 組合は、労働契約法違反の平均 7.8%賃下げ強行に対して、教職員の生活と権利をまもるため、当該法人を相手に賃金請求訴訟を当該地裁に提訴しました。私たち北海道大学教職員組合は、この賃金請求訴訟を支援し、勝訴に向けて協力して取り組みます。全大教では、その他の組合について来年3月までに第 2 次一斉訴訟を準備しています。

全大教加盟 3 組合
賃金請求訴訟、第一次提訴
11 月 27 日（火）

福岡教育大学教職員組合
（原告 4 人）

高エネルギー加速器研究機構職員組合
（原告 6 人）

全国大学高専教職員組合･国立高専単組
（原告 248 人）

訴訟の意義

国家公務員の給与臨時減額に伴って強行された就業規則の不利益変更による一方的な賃下げについて、国立大学法人・大学共同利用機関法人・国立高専の教職員がその不利益変更が無効であるとして、不当にカットされた賃金の支払を求める全国で初めての訴訟です。

国立大学・国立高専の職員には、民間の労働者と同様に、労働基準法、労働契約法等が全面的に適用されているにもかかわらず、今回の就業規則の不利益変更は、運営費交付金が削減されるかどうかの決定もない中、国家公務員と同等の賃下げは必要のないものです。また、使用者側からの、平均 7.8%にも及ぶ一方的な賃下げ申し入れであるにもかかわらず、団体交渉でおざなりの説明がされただけで、強行実施されたものであるなど、労働契約法 10 条に定める不利益変更の要件を全く満たしていません。

この訴訟は、国立大学等の自治・自律のあり方、労使関係のあり方、国立大学・独立行政法人制度の下での労働条件決定のあるべき姿を問う重要な訴訟です。

北海道大学教職員組合

全国大学高専教職員組合
（国公立大学･大学共同利用機関･国立高専 110 の加盟組合、組合員数約 25,000 人）